

行政からの報告

令和4年10月17日

国土交通省大臣官房運輸安全監理官

西本 俊幸



1. 運輸安全マネジメントとは

1. 運輸安全マネジメントとは

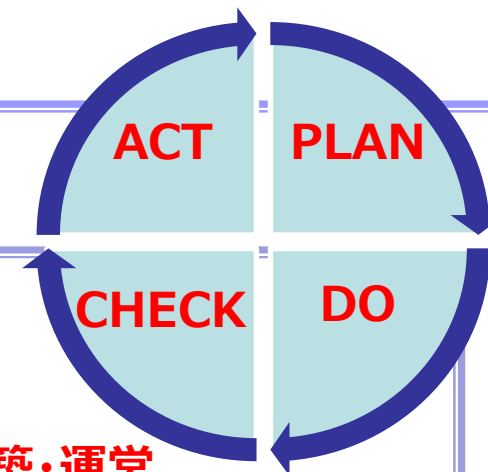
運輸安全マネジメント制度の内容

運輸事業者

- ◆ 各事業法に基づき、以下を義務づけ
 - ① **安全管理規程の作成**
 - ② **安全統括管理者（役員以上）の選任**
- ◆ 経営トップのリーダーシップの下、**自主的な安全管理体制を構築・運営**

<安全管理体制の主な内容>

- ① **安全方針の策定・周知** ② **安全重点施策の策定、見直し** ③ **教育・訓練の実施**
など、**全14項目**。



国土交通省

評価
啓発

- ◆ **運輸安全マネジメント評価**
本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価を実施
- ◆ **セミナー、シンポジウムの実施**
全国各地で中小事業者を中心に普及・啓発を実施し、事業者の自主的な取組みを促進

2. 運輸安全における今日的課題

2. 運輸安全における今日的課題

運輸安全マネジメントは、世の中の変化に合わせた見直しが必要であり、運輸安全における今日的な課題に対し、各種取組を推進。

課題と認識している点

- 自然災害への対応
- テロ等への対応
- 安全統括管理者の活動の支援／中小規模事業者への浸透
- 小規模な海運事業者に対する運輸安全マネジメントの推進 等



重ねるハザードマップ
(自然災害への対応例)



鉄道利用者に対する
注意喚起ポスター
(テロ等への対応例)



安統管フォーラムの様子



運輸安全マネジメント
評価の様子

3. 自然災害への対応（運輸防災マネジメント）

3. 自然災害への対応（運輸防災マネジメント）

近年、様々な自然災害が全国で発生しており、頻発化・激甚化している。

年月日	災害	緊急災害対策本部		非常災害対策本部		特定災害対策本部※1	
		政府	国交省	政府	国交省	政府	国交省
R1.6.18	山形県沖を震源とする地震					○	○
R1.7.3	6月下旬からの大雨					○	○
R1.7.22	梅雨前線に伴う大雨及び令和元年台風第5号					○	○
R1.8.14	令和元年台風第10号					○	○
R1.8.28	令和元年8月の前線に伴う大雨					○	○
R1.10.13	令和元年東日本台風			○	○		
R2.7.4	令和2年7月豪雨			○	○		
R2.9.4	令和2年台風第10号					○	○
R2.10.9	令和2年台風第14号					○	※2
R2.12.17	豪雪					○	※2
R2.12.30	豪雪					○	※2
R3.1.6	豪雪					○	※2
R3.2.13	福島県沖を震源とする地震					○	○
R3.7.3	令和3年7月1日からの大雨			○	○		
R3.8.13	令和3年8月の大雨					○	○
R3.10.7	千葉県北西部を震源とする地震						○
R4.3.16	福島県沖を震源とする地震（6強）						○
R4.6.19	石川県能登地方を震源とする地震（6弱）						○
R4.7.19	令和4年7月14日からの大雨						○
R4.7.24	桜島の噴火						○

※1 R3.5.20以前は関係閣僚会議、災害対策本部。 ※2 警戒体制下により幹部連絡会議を開催。 6

3. 自然災害への対応（運輸防災マネジメント）

豪雨、豪雪、地震、噴火等が様々な災害が発生している。



J R東日本米坂線（新潟～山形）
の橋梁倒壊
（令和4年8月の大雨）



JR北海道の除雪作業
（令和4年2月の札幌圏大雪）



東北新幹線の脱線
（令和4年3月の地震）

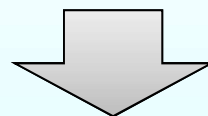


桜島の噴火
（令和4年7月の桜島噴火）
※写真は平時のもの

3. 自然災害への対応（運輸防災マネジメント）

経緯・概要

自然災害が頻発化・激甚化・広域化する中、輸送の安全を確保するため、国民生活や社会経済活動の維持に大きな役割を担う運輸事業者の災害対応力の向上が急務。



運輸防災マネジメントの取組により、運輸事業者の自然災害対応への取組（防災＋事業継続）を促進することが重要。

具体的な推進施策

- 大雨による新幹線やバスの水没、鉄道障害に伴う滞留者の発生等、多数の自然災害が発生していることを踏まえ、**令和2年7月に「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」及び「運輸防災マネジメント指針」を作成・公表、令和3年2月に「運輸防災マネジメント指針の解説」を作成・公表**
- 運輸安全マネジメント評価の際には、この指針に従い、**運輸事業者の災害への対応に関する取組状況を聴取し、改善に向けた評価を実施**（令和2年7月以降試行的に実施。令和2年度、3年度は緊急事態宣言の影響により実施回数が大幅に減少したため、令和4年度から本格実施）
- 昨年度のシンポジウムのメインテーマであり、本年度も**運輸防災マネジメント強化キャンペーン（セミナー&ワークショップ）を実施**

このあとの発表では、鉄道事業者による火山噴火に係る防災の取組をご紹介します 8

4. テロ等への対応

4. テロ等への対応

- 昨年度の小田急線や京王線等での車内傷害事件の発生状況を踏まえ、運輸事業におけるテロ等への対応が課題として浮上。

国土交通省では、JR、大手民鉄、公営地下鉄等の鉄道事業者と意見交換を行い、線区や車両等の状況を踏まえた取組として、以下の対策を実施

小田急線車内傷害事件の発生を受けた今後の対策

【警備の強化】

- 駅係員や警備員による駅構内の巡回や車内の警戒添乗等の実施
- 業界共通のポスターや車内アナウンス等を活用した警戒警備の周知
- 車内や駅構内の防犯カメラの増備
- 警察との連携の強化

【被害回避・軽減対策】

- 最新技術を活用した不審者や不審物の検知機能の高度化
- ピクトグラムも活用した非常通報装置等の車内設備の設置位置や使用方法のよりわかりやすい表示
- 指令を含む関係者間のリアルタイムの情報共有
- 防護装備品や医療器具類等の整備
- 車内事件発生時における現場対応力を向上させるための社員の教育・訓練の実施及びマニュアル等の見直し

京王線車内傷害事件等の発生を受けた今後の対策

- 乗客の安全な避難誘導の徹底
- 各種非常用設備の表示の共通化
- 利用者への協力呼びかけ
- 車内の防犯関係設備の充実
- 手荷物検査の実施に関する環境整備

4. テロ等への対応

○事業者の対応については運輸安全マネジメント評価において確認

【評価時におけるテロへの取組みについての確認のポイント】

- テロ対策について、経営トップがどのように関与しているか
- テロについて、どのような課題を認識しているか
- テロに関する対処基準やマニュアルを準備しているか
- テロについて、どのような対策を実施しているか（速報体制の整備、訓練、テロ発生時の内容、原因、再発防止策等の社内周知及び対応等）



令和3年11月24日 東京メトロ・大塚警察署
(車内で不審者を取り押さえる訓練)

○テロ等への対策に資する技術例

- AIを活用した画像解析による監視システム
- 警備ロボット
- 警備員装着用ウェアラブルカメラ
- 侵入者検知システム
- 簡易サービス（火災制御剤放射器、耐刃手袋、スモークブロック、透明防護盾等） 等

このあとの発表では、テロ等に対する取組に資するシステムの一部をご紹介します

また、会場ロビー内に展示ブースを設置して、テロ・車内トラブル等への対策に資する技術等をご紹介します

5. 運輸事業者への支援

安全統括管理者の活動の支援

- 運輸事業者への支援の観点からは、平成29年度から安全統括管理者への支援として安統管フォーラムを実施。
- 鉄道、自動車、海事、航空の各運輸モードについて他の運輸モードの話が聞けるよう、混在した小グループでの討議を実施。
- 今後も引き続き開催し、安全管理に関する有益な情報の共有を促進するとともに、これまで本省での実施が中心であったところ、全国の運輸局単位での実施を予定。

安統管フォーラム開催実績

【本省開催】

- | | |
|-----------------|--------------|
| 第1回：平成29年10月16日 | 会場：三田共用会議所 |
| 第2回：平成30年9月25日 | 会場：3号館10階会議室 |
| 第3回：令和元年10月18日 | 会場：3号館10階会議室 |
| 第4回：令和2年10月12日 | 会場：3号館10階会議室 |
| 第5回：令和3年11月16日 | 会場：3号館10階会議室 |

第6回：令和4年11月下旬を予定

【地方開催】

- | | |
|------------------|------------|
| 第1回：安統管フォーラムin大阪 | 平成31年2月12日 |
| 第2回：安統管フォーラムin中部 | 令和2年2月12日 |
| 第3回：安統管フォーラムin九州 | 令和4年6月3日 |



【安統管フォーラムの様子】

中小規模事業者への浸透

- 「第三者認定機関」による評価や認定セミナーの活用を引き続き促進する
- オンラインを活用した普及啓発にも取り組むなど、中小規模事業者への運輸安全マネジメントのさらなる浸透を図る

第三者認定機関の活用

運輸安全マネジメント評価

- 民間機関等の活力とノウハウを活用して中小自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメント制度の効率的な浸透・定着を図るため、第三者認定機関等が実施するマネジメント評価を認定する仕組みを平成21年10月に構築。

認定セミナー制度

- 民間機関等の活力とノウハウを活用して中小自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメントのさらなる浸透・定着を図るため、民間機関等が実施するセミナーを認定する仕組み（認定セミナー制度）を平成25年7月に構築。

【セミナーの種類】

- | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ガイドライン | <input type="checkbox"/> リスク管理（上級） |
| <input type="checkbox"/> リスク管理（基礎） | <input type="checkbox"/> 内部監査（上級） |
| <input type="checkbox"/> 内部監査（基礎） | <input type="checkbox"/> 防災マネジメントセミナー |

6. 知床遊覧船事故への対応

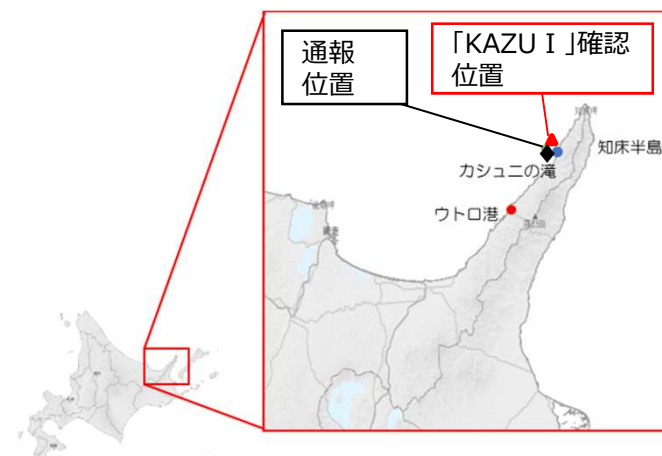
6. 知床遊覧船事故への対応

1. 事案概要

- 令和4年4月23日午後1時13分ころ、北海道知床沖航行中の観光船「KAZU I」が、浸水している旨の情報を入手

2. 船舶の要目

- 船名：KAZU I（カズワン）
- 船種：旅客船
- 総トン数：19トン
- 定係港：北海道斜里郡斜里町
- 乗船者：26名（乗員2名、乗客24名（うち子供2名））



3. 対応

- 巡視船艇、航空機等による現場海域搜索
- 測量船、特殊救難隊、サイドスキャンソナー、水中カメラ等による水中搜索
- 通報位置付近の水深約120メートルの海底にて「KAZU I」確認
- 5月29日～31日の間、一斉集中搜索実施
- 6月1日「KAZU I」船体陸揚げ、ご家族献花

6. 知床遊覧船事故への対応

【2022.9.27時点】

知床遊覧船事故対策本部 現地対策本部運営対応 【危機管理・運輸安全政策審議官】

事故対策本部（本部長：大臣、次官・国交審・関係局長がメンバー）を開催

搜索対応 【海上保安庁】

乗客・乗員26名中 7名行方不明 搜索継続中

運航会社への対応、安全対策検討対応 【海事局】

（運航会社への対応）

6月16日 運航会社（（有）知床遊覧船）の事業許可の取消処分を実施

（安全対策検討）

4月28日 「知床遊覧船事故対策検討委員会」設置

7月14日 中間取りまとめを公表。年内に最終取りまとめを行う予定

事故原因究明対応 【運輸安全委員会】

4月24日 船舶事故調査官を現地派遣し、事故原因の調査に着手

8月10日 これまでの調査の過程で明らかになった事実情報を海事局に提供するとともに公表

被害者ご家族支援 【総合政策局（公共交通事故被害者支援室）】

本省関係部局・各地方運輸局等で構成するご家族支援チームを設置し、情報等について毎週2回ご家族へ説明会を実施継続中

6. 知床遊覧船事故への対応

知床遊覧船事故対策検討委員会 中間取りまとめ（概要）

安全対策を「重層的」に強化し
安全・安心な小型旅客船を実現

①事業者の安全管理体制の強化

- ・ 管理者への試験制度の創設
- ・ 事業許可更新制度の創設
- ・ 運航の可否判断の客観性確保
- ・ 地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上 等

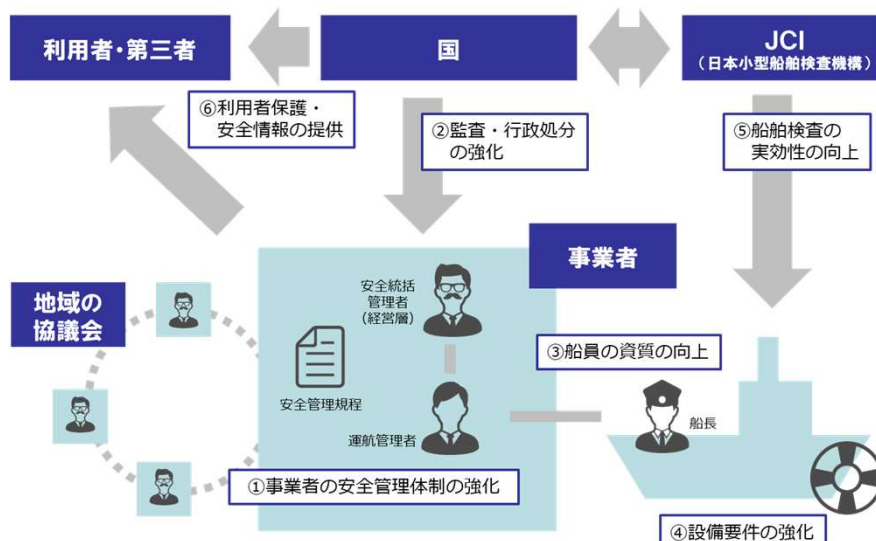
②監査・行政処分の強化

- ・ 海事監査部門の改革
（徹底した意識改革、通報窓口の設置、抜き打ち・リモートによる監視の強化、裏取り・フォローアップの徹底、自動車監査等のノウハウ吸収、監査体制の強化 等）
- ・ 行政処分制度の抜本的見直し
（違反点数制度、船舶使用停止処分の導入等）
- ・ 罰則の強化（拘禁刑、法人重課等）
- ・ 許可の欠格期間の延長（2年→5年） 等

③船員の資質の向上

- ・ 船長の選任要件の創設
（事業用操縦免許の厳格化（修了試験の創設等）、実船・実海訓練、乗船履歴） 等

※今後、事故調査等を通じて明らかになる課題があれば、必要に応じ、検討を行いつつ、年内に安全対策の最終とりまとめを行う。



④設備要件の強化

- ・ 法定無線設備からの携帯電話の除外
- ・ 業務用無線設備等の導入促進
- ・ 改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進 等

⑤船舶検査の実効性の向上

- ・ 国によるJCI（日本小型船舶検査機構）の検査方法の総点検・是正と監督の強化 等

⑥利用者保護・安全情報の提供

- ・ 安全法令違反の行政指導を公表対象に追加
- ・ 行政処分等の公表期間の延長（2年→5年）
- ・ 安全性の評価・認定制度（マーク等）の創設 等

6. 知床遊覧船事故への対応

国土交通省海事局「第6回 知床遊覧船事故対策検討委員会（令和4年7月14日）資料3 本文」の『速やかに講ずべき事項』における運輸安全マネジメントに関する記載

（1）事業者の安全管理体制の確保

項目	講ずべき措置	実施目途（開始時期）
①運輸安全マネジメントの強化	小型旅客船事業者に対し 運輸安全マネジメントの取組を強化 させ、経営トップの安全意識の底上げ・向上を図る。特に、経営トップの交代があった事業者等には、重点的に評価を実施する。	令和4年度末まで

（2）監査・行政処分の強化

項目	講ずべき措置	実施目途（開始時期）
③監査での船舶検査情報等の活用	国からJCIに対し、船舶検査情報の提供を求めるとともに、国は、当該情報や 運輸安全マネジメント評価の結果を活用 し、注意を要する事業者に対する監査を慎重かつ入念に行う。	令和4年8月末まで

中間取りまとめの中で、事業者の経営トップに安全意識が欠如していたことをとらえ、「**小型旅客船事業者への運輸安全マネジメントの取組強化**」が求められている。

このあとの発表では、小型旅客船事業者の運輸安全マネジメントの取組の一例をご紹介します

ご静聴ありがとうございました。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism